

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請に係る法令試験問題

下記の問題は一般旅客自動車運送事業に関する記述です。
正しいものには○、誤っているものには×を回答欄に記入して下さい。
また、()内にあてはまる語句を、下のA, B, Cから選んで回答欄に記号で記入して下さい。

1. 道路運送法の目的には、道路運送の利用者の利益を保護することが含まれています。

道路運送法第1条 回答 (○)

2. 他人の需要に応じ、無償で、自動車を使用して旅客を運送する事業は、道路運送法に規定する旅客自動車運送事業に該当します。

道路運送法第2条第3項 回答 (×)

3. 道路運送法の一般貸切旅客自動車運送事業は、一個の契約により乗車定員11人以上の自動車を貸し切って旅客を運送する事業です。

道路運送法第3条 回答 (○)

4. 貸切バス事業を経営するためには、道路運送法に規定されている一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けなければなりません。

道路運送法第3条及び第4条 回答 (×)

5. 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

道路運送法第8条 回答 (○)

6. 一般旅客自動車運送事業者は、旅客に対し、收受した運賃又は料金の割戻しをしてはならない。

道路運送法第10条 回答 (○)

7. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送約款を変更するときは、30日前までに届け出なければなりません。

道路運送法第11条 回答 (×)

8. 一般貸切旅客自動車運送事業の運送約款には、運賃及び料金の收受並びに事業者の責任に関する事項を定める必要はありません。

道路運送法第11条第2項 回答 (×)

9. 一般旅客自動車運送事業者は、通常、運送の申込みを受けた順序で旅客の運送を行わなければなりません。

道路運送法第14条 回答 (○)

10. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業計画のうち自動車車庫の位置又は収容能力を変更しようとするときは、認可を受けなければなりません。

道路運送法第15条 回答 (○)

- 1 1. 営業所の住所に変更はなく、一般貸切旅客自動車運送事業者の主たる事務所のみを変更する場合は、届出等の手続は不要です。

道路運送法第 1 5 条、道路運送法施行規則第 1 5 条の 2 回答 (×)

- 1 2. 一般貸切旅客自動車運送事業者は安全統括管理者を選任し、輸送の安全の確保に関し、その職務を行う上での意見を尊重しなければなりません。

道路運送法第 2 2 条の 2 回答 (○)

- 1 3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は営業所ごとに最低 1 名の運行管理者を選任する義務がありますが、事業用自動車 が 3 0 両以上の営業所では、事業者の判断により運行管理者の数を増やす必要があります。

道路運送法第 2 3 条 回答 (×)

- 1 4. 貸切バスが車両火災を引き起こした場合、旅客に被害がなければ事故報告は不要です。

道路運送法第 2 9 条 回答 (×)

- 1 5. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、事業の貸渡契約を締結すれば、一般貸切旅客自動車運送事業を他人にその名において経営させることが出来ます。

道路運送法第 3 3 条 回答 (×)

- 1 6. 一般貸切旅客自動車運送事業者が許可に付された条件に違反したときは、許可の取り消しを受ける場合があります。

道路運送法第 4 0 条 回答 (○)

- 1 7. 国土交通大臣は、必要な限度において道路運送事業者、自家用有償旅客運送者その他自動車を所有し、若しくは使用する者又はこれらの者の組織する団体に、国土交通省令で定める手続きに従い、事業、自家用有償旅客運送の業務又は自動車の所有若しくは使用に関し、報告をさせることができる。

道路運送法第 9 4 条第 1 項 回答 (○)

- 1 8. 貸切バス事業者は事業に使用する自動車の外側に使用者の氏名、名称又は記号を表示しなければなりません。

道路運送法第 9 5 条 回答 (○)

- 1 9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、運送を引き受けた場合には、当該運送の申込者の任意により、運送引受書を交付することができる。

旅客自動車運送事業運輸規則第 7 条の 2 回答 (×)

- 2 0. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車の運行を中断したときは、当該自動車に乗車している旅客のために適切な処置をしなければならないが、旅客の運送を継続することは含まれていない。

旅客自動車運送事業運輸規則第 1 8 条 回答 (×)

- 2 1. 旅客自動車運送事業者は、運転者の酒気帯びの有無の確認のためにアルコール検知器を用いる必要があるが、アルコール検知器が故障してしまった場合はこの限りではない。

旅客自動車運送事業運輸規則第 2 4 条 回答 (×)

- 2 2. 貸切バスの運転者は、乗務中は運行指示書を携行しなければならない。また、運行指示書は運行の開始の日から一年間保存しなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第 2 8 条の 2 回答 (×)

- 2 3. 一般貸切旅客自動車運送事業者は、営業所に少なくとも営業区域内の道路、地名、著名な建造物、公園、名所及び旧跡並びに鉄道の駅が明示された地図であって地方運輸局長の指定する規格に適合するものを備えておかなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第 2 9 条 回答 (×)

- 2 4. 旅客自動車運送事業者は、事業計画の遂行に十分な数の事業用自動車の運転者を常時選任しておかなければならない。ただし、貸切バス事業にあっては観光需要のピーク・オフピークがあることから、日々雇い入れられる者であってもかまわない。

旅客自動車運送事業運輸規則第 3 6 条 回答 (×)

- 2 5. 旅客自動車運送事業者は、事業用自動車内に乗務員の氏名を掲示する必要はありません。

旅客自動車運送事業運輸規則第 4 2 条 回答 (×)

- 2 6. 旅客自動車運送事業者は、毎年 1 2 月 3 1 日までに、輸送の安全に関する基本的な方針その他の輸送の安全にかかわる情報であつて国土交通大臣が告示で定める事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。この場合において、旅客自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより、遅滞なく、その内容を国土交通大臣に報告しなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第 4 7 条の 7 回答 (×)

- 2 7. 旅客自動車運送事業者は、運行管理規程を国土交通大臣あて届け出なければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第 4 8 条の 2 回答 (×)

- 2 8. 旅客自動車運送事業者は、その運行管理者に対し、省令に掲げる業務の適確な実行及び運行管理規定の遵守について適切な指導監督をしなければならない。

旅客自動車運送事業運輸規則第 4 8 条の 3 回答 (○)

- 2 9. 一般貸切旅客自動車運送事業者は運行管理者を選任した場合に届け出なければならないが、運行管理者を補助する者を選任した場合はこの限りではない。

旅客自動車運送事業運輸規則第 6 8 条 回答 (×)

- 3 0. 一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款では、ガイド料、有料道路利用料、航送料、駐車料、乗務員の宿泊費等当該運送に関連する費用は、運賃として扱わなければならない。

一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款 回答 (×)

